

「在学期間短縮届」について

1 「在学期間短縮届」とは

在学猶予を受けている奨学生が、その後早期卒業や退学等により在学期間が短くなった場合に提出が必要になります。

- ① 早期卒業・退学から相当期間経過している場合等で、在学していた学校を介さずに奨学生から直接日本学生支援機構に届出るときに使用します。

※早期卒業・退学から日が浅い場合は、「在学届」の在学期間短縮欄のチェックボックスにチェックし、在学していた学校に届出てください。

- ② 処理の結果は文書にて通知します。

2 送付先

下記宛先へ郵送して提出してください。

〒162-8412

東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課